

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年9月18日

岩手県立図書館長 森本 晋也

1 調達内容

- (1) 業務名及び数量 岩手県立図書館震災関連資料デジタル化等業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和9年2月28日まで
- (4) 履行場所 岩手県立図書館（盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号）
- (5) 入札方法 (1)の総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和8・9・10年度競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 過去2年以内に官公庁等の発注における本業務と同種の業務（現物資料のデジタル化）を2件以上履行した実績を有する者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 文書情報管理士1級以上の有資格者を配置できるものであること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
 - ア 場 所 郵便番号020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目7番1号 岩手県立図書館
電話番号019-606-1730
 - イ 留意事項 郵送による入札説明書等の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。
また、岩手県公式ホームページから入札説明書等をダウンロードすることも可能であること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
令和8年11月5日（木） 11時00分 岩手県立図書館 2階 研修室
（入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険券を提出したときは、入札保証金の全部または一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類を令和8年10月8日（木）午後0時00分までに3(1)の場所に提出しなければならない。
また、入札日の前日までの間において、岩手県立図書館長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を確認した結果、入札参加資格を認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。